

令和4年8月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和4年8月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和4年8月2日）

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 出席議員氏名                         | 3  |
| 1 | 議事日程（第1号）                      | 4  |
| ○ | 荒巻議長開会宣告                       | 5  |
| 1 | 議員異動報告                         | 5  |
| 1 | 議席の指定                          | 5  |
| 1 | 会議録署名議員の指名                     | 5  |
| 1 | 会期決定の件                         | 5  |
| 1 | 副議長選挙の件                        | 5  |
| ○ | 福井副議長就任挨拶                      | 6  |
| 1 | 第2号議案                          | 6  |
| 1 | 第2号議案、同意                       | 7  |
| 1 | 第1号議案                          | 7  |
| ○ | 山崎広域連合長の提案理由説明                 | 7  |
| 1 | 一般質問                           |    |
| ○ | 池田正義議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁 | 7  |
| ○ | 光永敦彦議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁 | 10 |
| 1 | 第1号議案（質疑・討論・採決）                |    |
| ○ | 山崎匡議員の討論                       | 18 |
| ○ | 宮崎有平議員の討論                      | 19 |
| 1 | 第1号議案、認定                       | 20 |
| ○ | 荒巻議長閉会宣告                       | 20 |

○ 上 程 議 案 等

| 議案番号 | 件 名                            | 議 決 結 果 |
|------|--------------------------------|---------|
| 1    | 副議長選挙の件<br>(福井英昭君 当選)          | —       |
| 第1号  | 令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件 | 認 定     |
| 第2号  | 副広域連合長の選任について同意を求める件           | 同 意     |



○議会事務局

議会事務局長

渡 邊 信

---

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

奥 田 敏 晴

副広域連合長

古 川 博 規

事務局長

山 崎 隆 一

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

福 山 誠 一

事務局業務課長

中 村 光 伸

事務局法人税務課長

吉 村 安 代

事務局業務課参事

森 田 嘉 彦

事務局業務課参事

高 見 眞 司

第2号議案同意後、追加出席要求

副広域連合長

山 添 藤 真

---

議事日程（第1号）令和4年8月2日（火）午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議署名録議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 副議長選挙の件
- 第6 第2号議案
- 第7 第1号議案（広域連合長説明）
- 第8 一般質問
- 第9 第1号議案（質疑・討論・採決）

以 上

---

○議長（荒巻隆三君） これより、令和4年8月、京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず議員の異動報告を行います。河原末彦君、中坊陽君、多田正成君の議員の任期満了に伴い、宮津市議会から長本義浩君、井手町議会から脇本尚憲君、与謝野町議会から宮崎有平君が、新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、園崎弘道君、平井邦生君、上辻享君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。新たな選出議員として、京都府議会から家元優君、京丹後市議会から多賀野一彦君、伊根町議会から大谷功君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告5件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました家元優君ほか5名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、山田千枝子君及び藤井清隆君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することといたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

それでは、副議長に福井英昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました福井英昭君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認めます。

よって、福井英昭君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福井英昭君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで福井英昭君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

福井英昭君。

〔副議長福井英昭君登壇〕

○副議長（福井英昭君） ただいま、皆様方の御信託を賜りまして、副議長に当選をさせていただきました、亀岡市議会議長をしております福井英昭でございます。広域連合議会の副議長という重責を賜りまして、大変身の引き締まる思いをしております。

もとより浅学非才の身でございますので荒巻議長の足を引っ張らないように、しっかりとついていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それともう1点、副議長として、代議機関としての役目をしっかりと自覚をさせていただきまして、代議機関としての務めを果たすために、たゆまぬ努力をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

なお理事者の皆様そして事務局の皆様、そして何よりも議員の皆様方に、今後とも御指導御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げまして、大変簡単でございますけれども副議長就任に当たっての御挨拶にかえさせていただきます。

皆さん、どうぞよろしく願いします。ありがとうございました。（拍手）

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6、第2号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。渡邊議会事務局長。

〔渡邊議会事務局長朗読〕

---

## 第2号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

令和4年8月2日提出

京都地方税機構

記

山 添 藤 真

---

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

それでは、山添藤真君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、山添藤真君の副広域連合長選任に同意することに決定をいたしました。

この際、山添副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることといたします。

〔副広域連合長山添藤真君入場〕

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第7「第1号議案」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、令和4年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の派生型が猛威を振るい、感染者が過去最多を更新するなど、感染が急拡大し、警戒感を強めなければなりません。当機構といたしましては、業務の継続を確保するために、引き続き、職場における感染予防・防止対策をしっかりと行ってまいります。

それでは、議題となりました第1号議案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第8「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許可いたします。

まず、池田正義君に発言を許可します。池田正義君。

〔池田正義君登壇〕



○池田正義君　ただいま、議長より発言のお許しをいただきました京都府議会選出の池田正義でございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでの府民や事業者の皆様の防止対策に係る取組や医療従事者の皆様の御奮闘に対しまして、心から感謝を申し上げます。

現在、感染力が強いオミクロン株の別系統が広がりを見せ、警戒を強めなければならない状況にありますが、府民を始めとする皆様には、熱中症予防を踏まえた上での感染対策に、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻につきましては、これまでに多くの人々の命や生活が奪われ、今なお戦闘が続いている状況であり、深い悲しみと強い怒りがこみ上げてまいります。犠牲になられました方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、一日も早くウクライナに平和が戻ってくることを強く願っております。

それでは、通告に基づきまして、当機構の業務を進める上での環境の状況について、2点質問をいたします。

まず1点目は、情報セキュリティ対策についてであります。

6月に、隣県の尼崎市で、個人情報が入ったUSBメモリーを委託業者が紛失をし、個人情報の内容が外部に漏れいする危険があったという事案が発生をいたしました。具体的には、市から臨時特別給付金支給事務を受託する事業者が、市の事業所以外の場所でデータ移管を行うため、必要なデータを記録したUSBメモリーを持ち出し、作業終了後、当該メモリーを持ったまま飲食店に立ち寄り、帰宅時にメモリーの入れたかばんを紛失したというものであります。

このメモリーには、市全体の住民基本台帳の情報のほか、住民税に係る税情報なども入っていたとのことであり、後日、メモリーが発見されたものの、個人情報の取扱いに対する市民の信頼を大きく損なう事案であります。個人情報を始め多くの情報を扱う自治体が、その情報を適切に管理することは極めて重要であります。

当機構では、課税事務や滞納整理業務で必要な税情報を関係システムに保管、運用等するため、システムの保守管理等を民間事業者へ委託されておりますが、当機構でも業務等を進めるに当たり、尼崎市と同じような事態が起り得る状況にあるのか、また、委託業者には漏れいを防ぐために、具体的にどのような対策を講じさせているのかについてお聞かせください。

今回の尼崎市での情報流出事案は、委託業者に係るもので、かつ、大量の情報が外部へ流出する危険があったものですが、情報の漏れいは、職員の個人レベルで、納税折衝等の日常の業務遂行においても起り得るものであります。この点につきまして、当機構では、職員の税情報の取扱いに対してどのような対策や意識喚起を行っておられるのかについてもお聞かせを願いたいと思います。

もう1点は、機構の収納環境についてお聞きをいたします。

コロナ禍の社会においては、非接触による感染予防という新しい付加価値を生み出し、利便性の向上とあわせてオンライン決済を含めたキャッシュレス化への社会的関心が高まってきており、この中で、地方公共団体においても徐々にその動きに対応をされてきております。

京都府では、税金の納付方法において、これまでの府税事務所等の行政機関や金融機関での窓口納付、また、口座振替やコンビニ納付に加え、令和元年5月からはクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン等の決済アプリの導入による収納チャネルの多様化に取り組み、自宅にいながら納税したい方のニーズにも対応することで納税者の利便性の向上を図っておられますが、私はこの取組は府税の納期内納付の向上にも大きく貢献していると考えております。

当機構は、納期を過ぎた滞納額を扱っておられ、納期内納付の取組を進める府や市町村とは状況が異なるのかもしれませんが、滞納者のライフスタイルやニーズも様々であることを踏まえ、当機構もできるだけ多くの納付方法を用意するとして、キャッシュレス納付の収納環境を一定整える必要があると考えますがいかがでしょうか。

以上、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、池田議員の御質問に答弁申し上げます。

まず、委託事業者に対する情報セキュリティ対策についてであります。当機構では徴収業務及び課税事務を遂行するに当たり、徴収業務では滞納整理のための共同徴収支援システムを、また、課税業務では申告書のデータ化等を行う法人関係税等支援システム、軽自動車税システム、償却資産の固定資産税システムを整備して、滞納者や課税に係る情報の管理や運用を行っております。そして入力作業やシステム本体の保守管理などの業務を、厳格な管理のもとで民間事業者へ委託しております。

今回の尼崎市の事案は、議員より御説明のありましたとおり、データの入ったUSBメモリの取扱いが問題になったところですが、当機構においては、機構内に配置されている通常の端末からUSBメモリー等の記録媒体を用いて情報を抜き出すことはできない仕組みとなっており、委託事業者は端末での操作によって情報を持ち出せる状況にはございません。また、業務遂行上、税情報を記録媒体に保存する必要がある場合も、機構では、税情報の適正な管理の保持や徹底を図るために設けた情報セキュリティの基本方針及び対策基準において、職員や委託事業者が遵守しなければならない事項として、事前にセキュリティ責任者の了解を得なければならないとしており、実際の作業も職員にしかできない環境でございます。加えて、事業者へ業務を委託する際には、契約書や業務仕様書において、承諾のない再委託の禁止、作業員に対する情報漏えい防止の教育や措置の徹底といった情報保護に係る事項を約束させるなどの対策も講じております。

今回の事案を受けまして、委託事業者には改めてセキュリティ対策の徹底を求めましたが、対策が実行されているかを定期的に確認するなど、委託事業者の情報の取扱いには万全を期してまいります。

また、職員に対しましても、委託事業者と同様、システムからの情報の抜き出しはできない、システムログインに二重の認証を必要とするなどのハード面の対応に加えて、納税折衝等の日々の業務において、納税者の所得や財産といった情報の取扱いには十分に留意するよう、地方事務所長会議や新規派遣職員研修等の機会をとらえて、守秘の徹底を図っていると

ころであり、今後も引き続き、その重要性の認識を深めるようにしてまいりたい所存でございます。

次に、機構のキャッシュレス化を踏まえた収納環境の整備についてであります。

機構の設立趣旨の一つに納税者の利便性の向上がありますが、機構では設立時に、まだ府と一部の市町村でしか実施されていなかったコンビニ納付を実施し、現在では収納全体の7割強がコンビニの利用となっております。

コンビニ納付はこれまでの行政機関や金融機関での窓口納付に比べ、取扱時間や場所の面で納税者にとって利便がありますが、現在では、議員から先ほど御紹介いただいたとおり、社会全体のデジタル化の動きの中で、更にいつでもどこでも納付できるキャッシュレス決済のニーズが高まっているところであります。

キャッシュレス決済のツールには、クレジットカードを始め様々なものがございますが、全てに対応する環境を整えるとなると、システムの構築を始めとする多額の経費が発生しますので、各構成団体からの負担金で運営する当機構といたしましては、導入に際しては費用対効果の点も十分に検討する必要があります。ただ、例えばスマートフォン決済アプリによる納付などは、コンビニ納付と同じ仕組みを利用することで導入コストも安く、また、国民の利用度の高まりもありまして、近年、各地方公共団体での導入も増えつつありますので、こういった状況も踏まえて納税者により便利な納付方法を用意する検討を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 池田正義君。

○池田正義君 御答弁ありがとうございます。

当機構は、徴収業務でありますとか、課税事務の共同化で相談窓口や申告書等の提出先のワンストップ化という納税者の利便性を図るとともに、法令に基づく適正な納税により、税務行政の公平公正の確立に大きく貢献をしてこられました。

そして、府民や事業者をはじめ、税務に関わる方々の当機構への信頼も一定醸成されてきたものと考えております。

しかし、積み上げられた信頼も、一つの不適切な事務処理で一瞬に失われてしまいます。

情報流出といえば過去に日本年金機構の事案もありましたが、税務行政では相当数の個人情報入手し、管理するわけでございますので、当機構におかれましても今回の情報流出事案を機会として、更に情報管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

そして、収納環境につきましても、IT技術の普及とコロナ禍の下、納税者の社会生活や経済活動が多様化しておりますので、そうした流れに見合った便利な納付方法を、当然費用等の問題もあろうと思っておりますが用意していただきますよう御検討をお願いします。

機構として今後も、徴収や課税の業務を適切に実施をされ、設立趣旨に沿った効果を最大限発揮されますよう、期待をいたしまして私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会の光永敦彦です。通告によりまして、連合長に質問をいたしたいと思います。

まず、今日における地方税機構の役割と具体的な対応について伺います。

コロナの感染が急拡大を続けてピークアウトの兆しがまだ見えない中で、京都府内でも、自宅療養者が一昨日時点で4万9千人近くとなりました。また、医療機関では、連日、感染の疑いがある方であふれています。このままでは医療が崩壊しかねないという深刻な事態が直面をしております。

こうした中、京都市左京区の私の地元の学区で、先日食料提供プロジェクトが行われまして、私は相談員として参加をいたしました。この2年3年余りでこういう取組に私はほぼ全ての回数の相談役として出席をしておりましたが、その相談の中身がこれまでと大きく変わりました。それは一番困っていることというアンケートに対して、物価高が一番困っているというふうに答える人が約6割ということで、これまでとは大きく様相が変わっております。コロナ禍に加え、物価高が追い打ちをかけていることは間違いないというふうに考えます。

そこでまず伺います。地方税機構の業務を通じて、コロナ禍及び物価高の府民の皆さんへの影響について、まずどのように認識をされておられますでしょうか。

また、府民の皆さんの暮らしや営業の実態を踏まえた今後の対応策の具体化について何が検討されているのでしょうか。お答えください。

次に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立をして、今後期限を決めた移行がされようとしています。そもそもこの法律は、国、地方行政が保有する膨大な個人情報や企業利益のために利活用していくデジタル社会形成基本法などのデジタル関連法と一体的なものと考えます。しかも重大なことは、これまで住民と自治体で作上げてきたきめ細かい自治体の独自業務がありますが、今回、行政の効率化、財政健全化などを理由に、今後削られていく危険性が極めて高くなっており、さらに、国会審議もないまま、今後対象業務が拡大をされ、標準化基準、仕様書も実質白紙委任状態とされています。

推進する専門家の方からも極めてずさんと指摘される政治主導のひどい内容となっております。しかも、民間事業者の介在が避けて通れない問題があり、情報管理の不安も重大な課題だと考えます。

そこで伺います。地方公共団体のシステム標準化と特別地方公共団体である地方税機構との関係はシステムなども含め、今後どうなっていくのでしょうか。今後の地方公共団体との在り方やテンポの見込みも含め、具体的に明らかにしていただきたいと思いますがいかがですか。

また、地方税機構は、基本方針で課税事務共同化が順次行われています。今後もできることは共同化を検討しているとされてきました。これは、自治体の課税業務が人員体制も含め、厳しいということも一つの理由として進められてきたものです。ところが今回、自治体業務の標準化がされるということになると、課税事務なども今後標準化されていくことになるとすれば、地方税機構との関係はどうなるのでしょうか、合わせてお答えください。

次に、コロナ禍や物価高の影響による新たな課題への対応についてです。

まず、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の返済についてです。御承知のとおり、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金が、コロナ禍により収入が減少した方などを対象に実施をされてきて、多くの方々が駆け込み利用をされてきました。ただその後、今年に入り、借りた方が自己破産となる件数が今年だけで京都府域で1千件を超えるなど、コロナ禍が長引く中、その返済が来年まで延長されたものの、深刻な影響が出ていることは間違いありません。

また、コロナ対策で実施されたゼロゼロ融資の返済も順次始まっております。そうすると、これまで以上の個別対応が必要になってきます。もちろん自治体の現場での対応が必要ですが、例えば今回の生活福祉資金コロナ特例は、京都府社会保障推進協議会が窓口となっており、ゼロゼロ融資については、返済は民間金融機関が対象となっています。そのため、税の返済とともに暮らしの全般について、実情を把握し、より丁寧な総合的対応が必要になると私は考えています。その点、連合長はどのように認識されておられますかお答えください。

また、中でも自治体との情報共有と連携、個別の相談対応や体制の強化など、具体的に今日の事態を踏まえてどう取り組むのか、新たな方針を私は持つべきと考えます。

今述べた点について、何をどう強化されていくのか具体的にお答えいただきたいと思えます。さらにそのためには、従来から課題となってきた職員のスキルアップを目指すための研修等の在り方について、これまでの取組だけでない具体的強化方針を新たに構築すべきではないかと考えますがどうされますでしょうかお答えください。

質問の最後に、コロナ禍におけるBCPの対応についてです。既に地方税事務所では、コロナ禍で職員が出勤できない場合など、具体的な対応がされていると思います。ただ、ここまで長引き、また爆発的な感染が広がったときに、いわゆる地震や風水害、さらに今回の感染症など対応するためのBCPとして、きちんとルール化する必要があると考えております。その点はどうなっているのでしょうか。検討されておられますかお答えいただきたいと思えます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、コロナ禍における物価高騰等の府民への影響、そして、税の納付や特例貸付等の返済を踏まえての当機構の滞納整理に係る対応について答弁を申し上げます。

長期化するコロナ禍は、世界的な物流の混乱や電子部品・金属材料の品薄、あるいは物価の上昇をもたらし、そして、この度のロシアによるウクライナ侵攻は、原油価格や物価の高騰、また急激な円安に追い打ちをかけているところでございます。

こういった状況は、中小企業やあるいは小規模事業者、農林水産業者など幅広い業種・業態に渡って、調達コストを始めとする経営環境の悪化を招いており、事業所で働く従業者や非正規雇用者の雇用、新規学卒者の採用、また、生活困窮者においては暮らしそのものに大きな影響を与えているところは承知しておるところでございます。

また、当機構の納税相談の場でも、これまでの緊急事態宣言などで収入が減少し、滞納している、こういった話が出ることも聞いてございます。

事業者の経済活動や雇用の安定化、そして、住民の暮らしを守る、私、綾部市の市長でございますけれども、こういった事態に対して、時期を逸することなく国や京都府とも連携をしながら綾部市民の生活を守っていかなければならない、いろいろな対策を講じていかなければいけないとそのように認識してございます。これは私のみならず各自治体の首長、あるいは知事も含めて、同じ思いで取り組んでおられるというふうに思います。

一方で、当機構の使命というのは移管された業務を法律等に基づいて、構成団体に代わってしっかり執行するというのでございますので、当機構の連合長といたしましては、滞納整理に当たっては、納税者の個別具体的な実情をこれまでも増して十分に把握するということが重要になると考えてございます。

コロナ禍における物価高騰などは、税を早く納めなければならないとか、議員からも御説明がありました生活福祉資金の特例貸付、ゼロゼロ融資と言われる無利子無担保の返済をしないといけないといった個々の納税者が置かれている状況に、様々な影響を与えていることは承知しておりますので、当機構としては引き続き、納税相談等で納税者の話を丁寧に聞き、そして、収入や財産の状況をよく見ながら、納税者個々の実情に即した適正な対応を法令等に基づいて行ってまいり所存でございます。

その他の質問につきましては関係者から答弁を申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私からは、構成団体との連携や相談体制、地方自治体のシステムや業務の標準化と当機構の業務との関係、職員のスキルアップ、コロナ禍でのBCP対応について答弁申し上げます。

まず、構成団体との情報共有、連携及び相談体制についてですが、税の滞納整理に当たっては、先ほど連合長から答弁がありましたように、納税者の個別具体的な実情を十分に把握することが重要でありますので、構成団体の課税情報や機構の滞納整理状況をシステムでリアルタイムに共有する、また、必要に応じまして各地方事務所と構成団体が情報交換の場を設けるなど密な連携をとっておりまして、双方の納税者等との相談の場面で生かされております。ただし、こうした情報が他で利用されないことがないよう、機構としては守秘の徹底を図っているところでございます。

次に、地方公共団体情報システムの標準化についてですが、これは情報通信技術の活用による国民の便益と持続可能な行政運営を確立することを目的に推進されるもので、標準化の対象業務には固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税の税業務が含まれております。

当機構では、現在、課税事務共同化の取組として、法人住民税などで申告書の受付、課税データの作成といった業務を行い、そのデータを各市町村は基幹システムに取り込んで課税するという事務フローになっておりますので、標準化に伴う市町村システムの変更は当機構の関係システムの変更につながり、そのための新たな費用も発生します。

当機構としてはこの費用をできるだけ抑え、構成団体の負担を軽くできるよう、今後、国から示される標準化の基準等を待って、令和7年度末までの移行に向けた新システムの在り

方について、構成団体を始めとする関係団体と早期に調整したいと考えております。

そして、システムの標準化と合わせて取り組まれる業務プロセスの標準化により、各自治体に対して納税者は統一した様式の書類提出などが可能となりますが、当機構の課税事務の共同化は、課税権は構成団体にありつつ、全構成団体の申告書提出の一本化でありますとかその内容の審査の充実等によりまして、納税者の利便性向上と合わせ公平公正な業務の推進を図ろうとするものでございまして、今回の業務プロセスの標準化の取組と競合するようなことはございません。

次に、職員のスキルアップについてですが、まずは職員はこのコロナ禍において、納税者対応の実務経験値を積み上げてきております。そして、相談等の現場では、上司と部下、先輩と後輩といった組合せで対応することで、ベテラン職員が持つ知識や経験を後任に引き継ぐようにしているほか、能力等の向上に向けた研修として基礎研修、フォローアップ研修、スキルアップ研修のほか、全国規模の研修といった段階別の研修メニューを揃え、幅広い知識等を短期的に、そして効果的に習得できるようにしているところでございます。今後も研修内容を時勢や現場での実情を踏まえたものにするなど工夫を重ね、更なる能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、コロナ禍におけるBCP、すなわち業務継続計画についてですが、コロナ禍にあっては、業務の継続の対応を、これまでの自然災害等の短期的な状況から中長期的な状況を意識したものに変えていく必要がございます。そこで出勤せずに業務を行うテレワークを活用することも考えられますが、当機構の業務に納税者との折衝や大量に個人情報を取り扱うものがあるため、この実施には馴染みません。そうした中で当機構は、事務局本部に加え、10の地方事務所等を抱えており、クラスターなどで1事務所が業務継続困難となっても同様の業務を行う他の事務所からの応援が可能という優位性がございますので、こうした対応も想定して、継続する業務と当面休止する業務を各所属別に整理して、いざというときに備えているところでございます。以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問をいくつかさせていただきたいと思っております。

まずは要望ですけれども、最後に御答弁がありましたBCPについては、膨大な個人情報を当然扱うという性格からも、テレワークなどは当然馴染まないし、できないもので、システム上も無理だと思いますので、今後、長期に影響が出る今回のような感染症などが発生した場合に、全体としてどうしていくのかについては、システムとしての整備なども含め、しっかりと整備していく必要があるのではないかと考えておりまして、翻って議会サイドにおいても、同じ事が言えるのかなとも思いますので、しっかりと検討を行い、より精査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

再質問が数点ありますが、まず1つ目は、地方税機構の性格が最初に連合長からも御答弁があったように、総合行政の存在というものではない特別地方公共団体という一部の行政を担うという性格であります。しかも、一部事務組合ともおよそ大分違って、地方公共団体から送られてきた滞納者の税の徴収とそして一部課税事務を行うという非常に特殊な組織になっております。しかし、特別という名前がつきますが地方公共団体というのはそういう存在

である以上コロナ禍や物価高のもとで、総合的に暮らしの在り方そのものをしっかり把握した上で個別対応が必要だというふうに考えております。答弁にありましたように、個別具体的な状況をよくつかんで対応するということは当然のことだと思うんですけど、やはり地方自治体、公共団体である以上、全体の状況を特別に把握して、職員さんを始めとした共通認識として対応していくと、この点での独自の取組は私は改めて必要ではないかなというふうに思っております、その点でのこの間やられてきた努力がありましたら、それを御報告いただきたいし、これからやるべきことがあると私は考えており、独自の取組が改めて必要だと考えておりますが、その点はいかがでしょうか。これが1点目。

もう1点は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に関わる問題ですけれども、私はこの具体化自身が非常に問題だというふうに最初の質問で指摘しましたが、法律上実行を求められるという段階になってきて、先ほど法人住民税の話なども出されましたけれども、標準化にはそもそも新たな費用がかかるわけで、この費用がどれぐらい現段階で見込まれているのか、その費用については一体どこがどう負担していくのかについて分かる範囲で、財源の在り方も含めてお答えをいただけたらと思います。

同時に、システム上は問題がないという話もありましたけれども、しかし、地方自治体では、標準化をされていって、その一部を受けた形で課税業務をやっていくんだと、言わば屋上屋を重ねるような形にならざるを得ないのは、これは今の仕組み上、地方税機構がある以上、そうなるのは当然なわけで、この屋上屋を重ねても、システムをお金も使って投入していくということが果たして本当にいいのかについて考える必要があると私は思っております、その点についてのお考えを聞かせたいと思います。

もう1点、3つ目は、生活福祉資金とかコロナ特例ゼロゼロ融資の返済などに加えて、今後、後期高齢者医療制度の2割負担や、年金が0.4%減少ということなどがあって、言わば可処分所得がどんどん減っていくという状況が広がってくるのではないかと思います。そうなりますと、市町村のところで、ファーストタッチの相談をされると思うんですけど、それが非常に大事である一方で、地方税機構に送付されてきた場合に、そもそも地方税機構に送ることがいいのかどうかも含めて慎重な対応が本来必要だと思っております、その必要性はこのコロナ禍と物価高でますます重要になってるのではないかと私は考えておりますがこの点についての認識はいかがでしょうか。要するに送られてきたものへの対応こそが使命ということはわかっているんですけども、そもそもこれだけ大変なときにそういうことをやり続けていくことがいいのかということについては、改めて検討が要るのではないかと思っております、この点からの必要性についてお答えいただきたいと思っております。

再質問の4つ目は、スキルアップについてですが、この議会でも何度もこの問題は論議してきましたけれども、税の専門的な知識としてのスキルアップはもちろん当然ですが、それはそう簡単に身につくものでもないし、集団的に対応されていると思います。同時に、もともと公務員としてのスキルアップということがセットでやられないとこれは最初述べたように、これまで体験したことがないような物価高やあるいは体験したことがないようなコロナの影響が長引いている中で、それ全体をどう考えていくのか、どう見るのかということが非常に大事なわけで、委任された使命に基づく仕事だけじゃない、やはり税機構職員とし



ての全体のスキルを上げていくというその努力はもっと要るんじゃないかなと、私は今こそ必要だと思っております、この点での新たな努力を考えておられるのかどうか、その点をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） それでは私のほうから1点目と3点目、その辺りを御説明いたします。

議員も御指摘のとおり、この税機構というの是非常に特殊な組織でありまして、ある意味、構成団体と役割分担をする中で、それぞれの得意な分野を生かして、効率的に徴収業務などを一元的に扱ってきた、そしてそれなりの効果というか、実績も出してきたということがあります。

今、コロナ禍という未曾有の経済状況の中で、法律の枠組みの中でどこまでできるかというところが我々の置かれている状況であると思っております、我々が今できることについては法律の枠で、あるいは当初の組織の設立の趣旨、目的の中で可能な限りできるだけきめ細やかにそれぞれの方に寄り添う中で、構成団体としっかり連携をとりながら、やはり本来の目的を遂行していくことではないかと思っております。

一方で、議員が懸念されているゼロゼロ融資の返済であるとか、非常にそういう大きな、何と言いますか特別な滞納整理が必要になったり、あるいは国のそもそもの制度貸付けに対する返済の在り方、これの見直しが必要だということであれば、これはやはり一義的には、その法律あるいは制度全体をつかさどる国などでやはりまずもって議論されるべきかというふうに思っております、我々としてはこの今の枠組みの中でより丁寧に本来の業務を遂行していくことが必要であると思っております。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） それでは、その他の質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、総合的な状況を把握した上での個別対応ということがございました。我々は税業務を進める上でやはり情報はいろいろと取ります。納税者の相談を受ける中でいろいろな情報を持ちますけれども、また、貸付の返済というところでは、いろいろな情報が、返済をされる方からその窓口の方に渡されるということがありますけれども、先ほど答弁させていただいたように、個人情報のやりとりはできないというのが基本でございますので、その方の全体の情報を全て取りまとめて総合的な対策はどうかというお話になりますと、これはできないと思っております。

次に標準化の新たな費用の関係でございます。これにつきましては今、国の方で標準化の基準、内容を詰めていらっしゃるところでございますので、それがどういう形になるかによって金額が決まってまいりますので、現時点ではどれぐらいの経費がかかるかというのは全体的に見えてこないところでございます。

また負担につきましても国の方で一定負担されていくということは聞いておりますけれども、実際それがどういう形になるのかというのは私の方では、捉えていないのが正直なところでございます。

あと3点目の可処分所得が低くなっている中で、構成団体の方から機構に案件を送られるかどうかというお話でございますけれども、これは、まずその案件につきまして、機構へ送られるかどうかというのは構成団体さんの御判断ということになりますので、我々の方からは、どうこうと言えないですが、ただ実際に移管がなされるときに、構成団体さんの方で把握されている情報が必要があれば、その情報をいただいて、滞納整理の中で生かしていくということをさせていただいております。我々としては、そうした情報を踏まえながらしっかり対応させていただくということになろうかと思っております。

最後にスキルアップの話です。税のスキルアップに加えての公務員としてのスキルアップということでございますけれども、我々は税業務における各研修等をやっておりますけれども、そもそも公務員としての心構えなどにつきましては各構成団体さんの方で研修がなされております。我々としてはそういう研修がある場合は、受けてきなさいということで帰参をさせ、構成団体の研修を受けに行っていたいております。そういう構成団体が行う研修で、公務員としての基本的なスキルアップについてはなされているものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 最後に数点要望をさせていただきたいと思っております。

スキルアップについては、市町村さん、構成団体でやられるのは当然ですけど、特別に今深刻な事情が広がっているだけに、そういう事情をどう捉えてどう取り組んでいくのかということは、やはり今必要じゃないかという観点から求めておりますので、ぜひ平時はもちろんです、やはり今は必ずしもそうでない逼迫した事態でもありますので、その正確な対応をする上で、独自の努力をしていただきたいと思いますと思っております。また、それが基本で情報の共有についてもそういうスタンスで、市町村、構成団体さんとしっかりと連携をしていただきたいと思います。その際、個別対応だけではなく、やはり全体の取組の認識が必要だと思っておりますので、そういう点においても御努力をいただきたいと思いますと思っております。

それから御答弁がありました今後のシステム標準化に係る負担問題は、確かに国で検討されていて、具体的な金額等は分からないでしょうけれども、一方では自治体のところ、地方公共団体のところで、システムの標準化の負担が当然かかってきます。さらに、京都府域の場合は、京都府の地方税機構があって、そこにも、またシステムの整備が要ることになると、構成団体さんは更なる負担が、全国の自治体と比べ、他府県と比べて負担がかかる可能性があるんじゃないかというふうに答弁聞いて思いましたので、その辺りは本当にこのまま進むのがいいのかということも含めて、これは情報を明らかにさせていただいて、一定判断が要ると思っておりますので、ぜひ、情報提供なり、議会の論議なりをしっかりしていただきたいと思いますというふうに思っております。

最後にですけれども、コロナ特例やゼロゼロ融資の話、今日は何度かさせていただきましたが、連合長も国で論議すべきことではあるというふうにおっしゃいました。それはそうだと思います。ただ、公共団体の長でありますので、その点は、例えば、ゼロゼロ融資の返済が始まっていて、個別対応で、融資の延長などを求めたら、次借りるときに、また新たな課題が、借り主さんに出てくる可能性があるわけですね。だから、これだけ膨大な借りた人が

いる中で、個別にやっていくことが果たしていいのかという別の問題があって、制度として作った方がいいんじゃないか、こういう意見も当然あるかと思います。

また、生活福祉資金のコロナ特例なんかも、一旦半年延びましたけれど、また1月から返済をするのが本当にいいのかということや、あるいは市町村民税非課税と当初言われたけれども、いまだに厚生労働省は、その基準をはっきりと言っていないから、結局、新たに借りることができないと。新たに借りても、返さないといけないのか、返さなくていいのかが分かりづらいから借りれないというこういう悲鳴も上がっているんですね。なので、首長さんとして、連合長として、やはりそれはこの議会でもこういう論議があった、あるいは構成団体からの意見も当然あるでしょうから、これは社協からの意見も当然あるので、やはりそれはそういう意見も受けて、国に対してもしっかり働きかけて、政策提言も含めてやっていただきたい。そういう行動をとるのも、首長さんの役割ではないかと思いますので、そのことも強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第9「第1号議案」を議題といたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより質疑に入りますが、通告がございませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、山崎匡君に発言を許します。山崎匡君。

〔山崎匡君登壇〕

○山崎匡君 第1号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

長期化するコロナ禍、さらには空前の円安による物価高騰により、格差と貧困が一層広がり、府民の暮らし、事業活動が大変苦しくなっています。

帝国データバンクでは、2021年、1年間で、京都府の休業、解散件数が1,003件、前年比20.1%増、件数増加率が全国1位であると発表されています。このような状況のもとで、昨年度から、エネルギー、資材、食料品を始め様々な分野で値上げが行われ、今後も更に値上げが見込まれるとされています。

物価上昇率は実に4.3%にも上り、そのまま暮らし、営業に大打撃を与えることとなっています。実質賃金、年金は下がり続けるのに、税の負担は上がり続ける。10月からのインボイス制度開始で、更に税負担が重くなる見込みです。

本年3月からは、生活福祉資金貸付けの緊急小口資金と総合支援資金の返済、事業者への様々な貸付けの返済も開始をされています。持続化給付金など、事業者への様々な給付金について、収入とされたために、税、国民健康保険、介護保険などの負担も増加するなど、悪循環も起こる中で、公営住宅の家賃については、寄附金を収入認定しないなど、措置が行われているところもあります。これらのことから分かるように、一時、預金額面などが増加

し、資力があるように見えても、実際には生活事業活動が苦しいという実態が多数出ております。

そのような中で、税の徴収に特化した税機構という組織では、基礎自治体と情報を共有するシステムがあるとし、納税者の実態を把握して丁寧な対応をしている、法に基づいて適切に業務を行っている、これまでも繰り返し答弁をされています。しかし、実態は、これまでの質疑などでも明らかになったように、相談に訪れた納税者に対し、職員の知識や個々の事情を丁寧に聞き取ることが不足をする中で一方的な差押えを行う、差押えできない資産についても、差押えを行い、その後指摘をされ、差押え解除するなどが発生をしています。そのことを指摘されれば、適正な業務執行であった、情報の共有ができて、職員も適切に研修できているなどの定型の答弁が行われています。今少し実態を真摯に受け止めるべきではないでしょうか。

また、先ほどの一般質問の中でもあったように、地方公共団体情報システムの標準化と特別地方公共団体である地方税機構との問題も不安があります。

様々述べさせていただきましたが、そもそも、地方税機構そのものが収納率を1番の目的とし、課税事務と徴収業務しか任務としていないという本質的な問題からこれらのことが発生しているものです。課税業務の拡大と共同化を進めた結果、市町村の負担金は増え続ける一方で、市町村から税務行政のノウハウが失われ、職員の育成も難しく、総合的な行政を行う自治体の役割が低下をしています。課税自主権に基づく賦課徴収という地方自治体の根幹をなす税業務を自治体の手に戻し、住民に一番身近な基礎自治体が役割発揮できるよう、京都府として支援をすべきであります。

長期化するコロナ禍、さらには空前の円安による物価高騰から暮らしを支えるために、更なる住民福祉の増進に向け、税機構の在り方そのものを見直すべきであることを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、宮崎有平君に発言を許します。宮崎有平君。

〔宮崎有平君登壇〕

○宮崎有平君 与謝野町議会選出の宮崎有平でございます。

ただいま上程されております、「令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、今年1月の第6波に続き、現在、我々は急拡大する第7波の大きな波に見舞われております。

まずは、この間の住民や事業者の皆様の御協力、医療従事者の皆様の御奮闘に対しましては、心から感謝と御礼を申し上げますとともに、引き続き、感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。

これまでの感染症の拡大は、従来の人と人との交流を制限することで私たちの意識や価値観を変え、社会経済活動の停滞をもたらしました。そして、今なお続くロシアのウクライナ侵攻は、多くの罪なき人が犠牲になられ、強い憤りや悲しみを感ずますが、このことは、我が国にとって原油価格の高止まりや、物価の高騰などを引き起し、さらに国民の暮らしや経済を脅かしているところであります。

そうした中であって各地方自治体は、住民や事業者の生命と健康を守り、大きな影響を受けている暮らしと経済を立て直すために、感染拡大防止や経済的負担を軽減する様々な支援策を展開していかねばなりません。

しかし我が国は、少子高齢化の進行や地域社会の衰退という深刻な構造的問題を抱えており、特に地方の自治体では、個人消費や事業者の経済活動の縮小に伴う税収の減少などで、今後ますます財政運営が加速的に厳しくなっております。

与謝野町では、持続可能なまちづくりを目指し、妊娠・出産の支援、子育てしやすい環境づくり、地元事業所への就職支援や企業誘致などに取り組んできましたが、今後もWITHコロナ、POSTコロナの動きや地域の実情を踏まえつつ、新しい人の流れを生み出す地方創生の取組も積極的に進めていかねばならず、そのためにまずは、歳入の根幹をなす自主財源の税収入をしっかりと確保しなければなりません。

税機構は、平成22年度から本格的に徴収業務を開始し、納税者の利便性向上や各構成団体の税収確保に大きく寄与してきました。与謝野町も、平成21年度の徴収率90.6%が、令和3年度は97.0%と6.4ポイント上昇し、税務職員が少ない市町村で十分に取り組めなかった滞納整理を共同で行い、成果を上げてきた税機構の存在は、大変大きいものとなっています。

また、令和3年度の収納率は前年度を上回り、コロナ禍における厳しい状況を踏まえつつも、法に基づき適正に、地道に対応された取組の成果だと評価いたします。加えて、令和3年度の決算の内容も、監査委員の意見書にありますように、各種事業を実施するための必要な歳出を各構成団体からの負担金を用いて適正に執行されています。

地方自治体は、今後も続く厳しい財政状況にあって必要となる歳出を適切に把握し、その財源を確保していくことが重要であり、税機構には引き続き、公平公正な税業務を推進していただくようお願いいたします。本議案に対する賛成討論とします。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、討論を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより第1号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決に入ります。採決は挙手により行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり認定されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和4年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長            荒 卷 隆 三

会議録署名議員                    山 田 千 枝 子

同                                      藤 井 清 隆